

「南箕輪村地域活動支援事業補助金」制度のお知らせ

地域で頑張る皆さんを応援します！！

本村では、第5次総合計画の将来像である「いつまでも あふれる緑 笑い声～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村 南箕輪～」の実現に向けて、様々な事業に取り組んでいます。

地方分権が進展する中で、村も村民も共に自立し、協働でむらづくりを進めていくために、「自助・共助・公助」を基本に、個人や家庭、地域や団体、行政など、それぞれが協働の力を発揮し、村民主役のむらづくりを進めていくことが必要です。

特に、協働のむらづくりを進めるには、地域や団体が大きな役割を果たすこととなりますが、地域に住む人々が、自分達の住む地域が抱えている課題を、みんなで協力して解決することや、地域の魅力を高め活性化することなど、自分達が協力して地域を育てていくという、本来あるべき地域自治の姿をつくっていくことが大切です。

そのためには、多くの村民が地域づくりに参画できるような環境を整える必要があり、その基盤づくりとして、自主的・主体的に地域づくり活動を行っている団体の活性化を図るとともに、新たに地域づくり活動を行う団体を育てていく必要があります。

そこで、これらの地域づくり団体が、継続的な活動ができるよう支援するため、『地域活動支援事業補助金』制度を平成20年度から設けました。

補助の対象となる団体は

補助の対象となる団体は、継続的に活動を行っている又は行う意思が認められる団体をいいます。ただし、宗教・政治・営利を目的とした活動を行う団体は対象外となります。

補助の対象となる事業は

補助の対象となる事業は、地域の課題の解決や地域の魅力を高めることが期待できる事業や地域コミュニティの活性化が期待できる地域活動事業が前提となります。

したがって、団体の構成員のみを対象として行う通常の活動は対象外となります。例えば、地区の団体が行う親睦会や定例総会、定例事業（地区清掃事業・草刈りなど）など団体の通常の活動は対象外となります。

また、他の制度により、本村の補助等を受けている事業は対象外となります。

補助の対象となる経費は

補助金は、補助対象事業により生じた経費が対象となりますが、団体の施設等の維持管理に係る経費及び構成員に対する人件費、謝礼又は慰労会（活動後のお茶やおやつ程度は対象となります。）の経費等は対象外となります。

補助金の額は

補助金の額は、次のとおりです。

補助対象経費の額の10分の10以内とし、30万円を限度とします。ただし、2年目以降の補助金の額は、補助対象経費の額の3分の2以内とし、20万円を限度とします。また、補助期間は3年を限度とします。

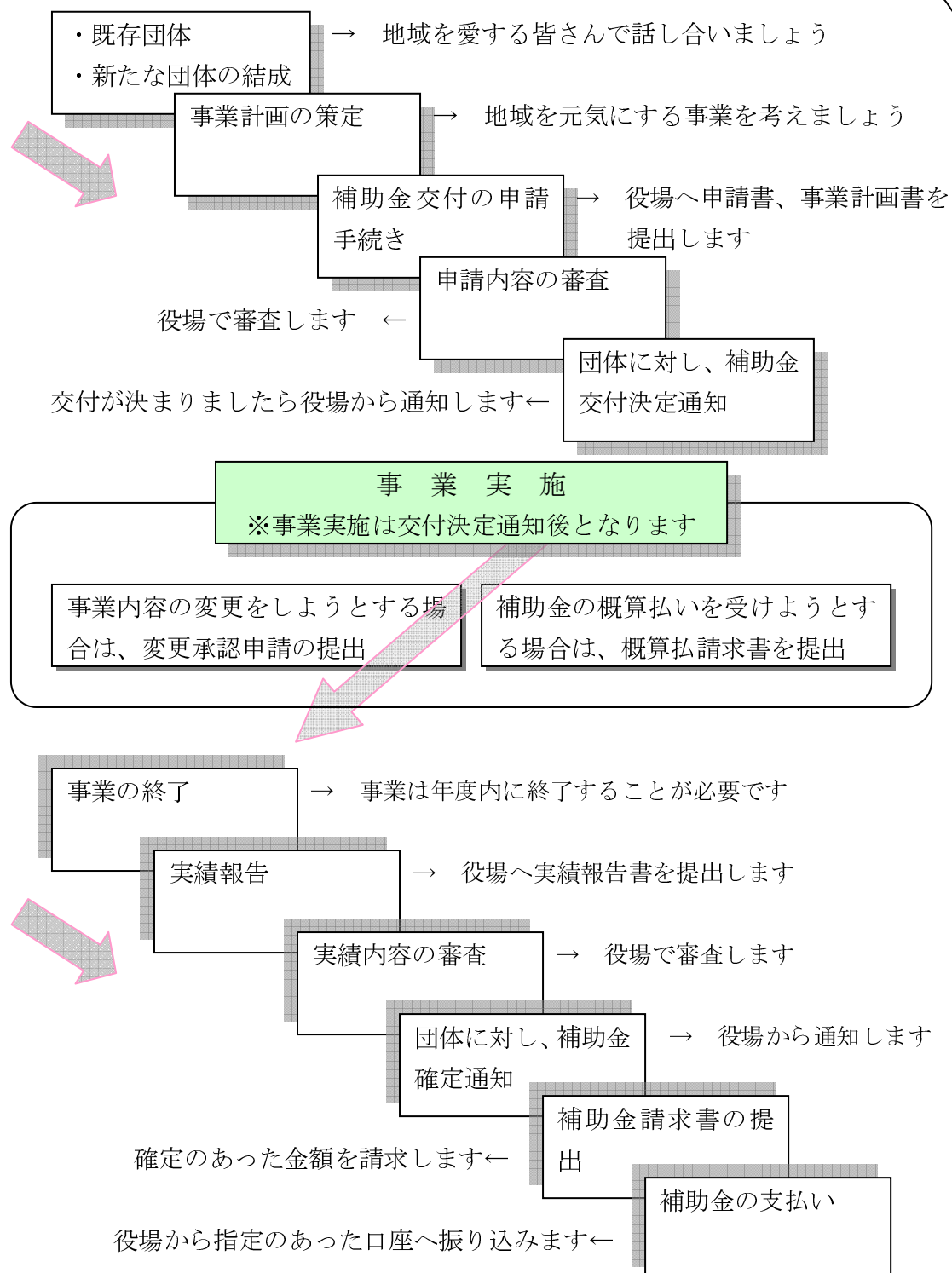
補助金交付の申請手続きは

申請書等は、役場地域づくり推進課地域振興係にあります。

事業を行う前に、所定の申請書など必要な書類を提出していただきます。

提出後は、書類の内容を内部審査し、補助金交付の適否について決定をし、団体あてに通知をします。

手続きの流れ



***** Q & A *****

Q 補助対象団体とは、どのような団体ですか？

A 主にボランティア団体や NPO、自主防災組織、自主防犯組織、任意団体を想定していますが、事業内容によっては区や老人クラブ、趣味的文化・スポーツクラブなども対象団体になりえます。

また、この新しい制度を活用する、新たな団体が生まれることを期待しています。

Q 補助対象事業とは、どのような事業ですか？

A 地域の防災・防犯事業、地域の伝統文化継承事業、地域福祉サービス事業、世代間交流事業など幅広い事業を想定していますが、地域の課題の解決や地域の魅力を高めることが期待できる事業や地域コミュニティの活性化が期待できる地域活動事業が前提となります。

したがって、団体の構成員のみを対象とした趣味的活動や団体の通常の活動は対象外となります。

Q 既にある団体で、前々から継続して行っている事業も対象になるのですか？

A この制度は、自主的・主体的に地域づくり活動を行っている団体の活性化を図るとともに、新たに地域づくり活動を行う団体を育てていくことを目的としていますので、制度に合致する事業であれば対象となります。

Q ①協働によるむらづくり事業と②地域コミュニティ活性化事業の違いは何ですか？

A ①協働によるむらづくり事業は、公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利な事業であって、村と協働で取り組むことによって、地域の課題の解決や地域の魅力を高めることが期待できる事業と定めています。例えば、外国籍住民が増えている本村として、広域的に幅広く活動する国際交流事業を行う団体との協働により、外国語教室を開催するとか、地域が特定されない全村的な環境美化団体との協働により、美化意識の高揚を図る事業を行うとか、地域は特定されるが他の地域の模範となる事業を行う団体との協働で、事業を全村に広めるなどが考えられます。

また、②地域コミュニティ活性化事業は、村民が自主的かつ主体的に実施する、地域コミュニティの活性化が期待できる地域活動事業と定めています。この関連事業としては、例えば、地域の花いっぱい運動事業や地域伝統文化の継承事業、高齢者と子どもとの世代間交流事業などが考えられます。

Q 何年間補助が受けられるのですか？

A ①協働によるむらづくり事業については、事業内容の性格上、補助期限と金額を定

めていません。したがって、事業の内容等により別途定めることとなります。

②地域コミュニティ活性化事業は、1事業の補助期間を最大で3年と定めています。このことは、新たに生まれた団体や活動を想定し、活動が定着するまでには時間と手間と経費が必要となるため、3年間のうちに組織と活動を定着させ、その後は自立した団体として運営していただくことが望ましいと考えるからです。

Q 現在行っている事業に対して、村から別の補助金が交付されていますが、この制度の対象となりますか？

A 事業に対して、村の他の補助制度により支援を受けている場合は、この制度の支援を受けることはできません。

Q 事業に対して、村以外の団体等から補助金や寄付を受けている場合はこの制度の対象となりますか？

A 村以外の団体等から補助金や寄付を受けている場合でも、この制度による支援を受けることができます。この場合に、これらの補助金や寄付金をこの制度の支援の対象となる経費から控除することはありません。

Q 工事などのハード事業は対象になりますか？

A 補助金の性格や補助限度額からして、この制度はソフト事業を想定していますが、ソフト事業に繋がるなど制度の趣旨に合致すればハード事業も対象となります。

Q 懇親会の経費は対象外ですが、お茶やおやつ程度のものも対象外ですか？

A 活動後のお茶やおやつ程度は対象となりますが、事業費の大半を茶菓子代が占めるようでは考えものです。

Q 事業変更承認申請書の提出が必要な事業変更とは、どの程度の変更なのですか？

A 事業費の総額が変わらないが事業内容が変更になった、当初の計画とはかけ離れたものになったなど、様々な変更が予想されますが、変更した事業内容がこの制度に合致しているかどうかということが大切です。

様々な変更が予想されますので、変更する場合は、役場地域づくり推進課地域振興係の担当にご相談ください。

Q 補助金の返還はありますか？

A 補助金が目的外に使用したと認められるときなどは返還がありえます。

もちろん、事業を中止したり、縮小したり、完了できなかったときなども、補助金の一部又は全部を返還することになります。